### パブリックコメント意見集約表

No	該当箇所	意見( 要約)	当検討会の考え方
1	第八条(再発 防止のため の措置)	再発防止のための措置について、「教育」により飲酒運転が 無くなるかは疑問である。	再発防止のための措置の一つとして、「教育」は重要なものと考え ています。
	第九条(受診義務)	アルコール依存症に関する受診義務については良いことかと思われるが、その後のフォローが無いように思われる。例えば、アルコール依存症と診断された者に対しては、強制入院等をさせ、従わない場合には罰則を適用するなど。少し厳しいかと思われるが、中間案の考え方は甘く、実効性がないと感じた。	飲酒運転違反者の中には、アルコール依存症の方が少なからず存在するということから、まずはそのような方たちに依存症であるということを認識してもらうことを重視しています。アルコール依存症と診断された後のフォローについては、医師と患者による治療等の中で行われるという考え方としています。
2	全般	当条例の具体的な取組として、12月1日の運動の日の制定と 行事の実施だけと感じられる。教育を掲げるなら具体的にど のように教育するかなど運動の日に合わせた取組を規定し ていくべきと考える。	当条例の具体的な取組としては、運動の日の他にもアルコール依存 症に関する受診義務などを定めているところです。具体的にどのよ うな教育を行っていくかは、基本計画において定められることを予 定しています。
3	全般	取組について、県、事業者等が主になっているが、県民一人 一人への周知徹底には限界があると思われ、徹底させるには 地域をより積極的に参画させた方がよいのではないか。	県民の努力として、飲酒運転の根絶に関する取組を自ら進んで行う よう努めるものと規定しており、地域住民を主体として構成される 自治会等においても、積極的に取組が行われることを期待していま す。
	第四条(県民 の努力)	「県民の努力」を「県民等の努力」と「等」を加えた方が、 公共団体や各種団体の協力が得られやすいのではないか。な お、第十三条は、「県民等」となっている。	各団体の主な構成員は県民と考えられることから、各団体におかれても、取組への協力に努めてもられるものと考えています。なお、第十三条は、表彰の規定であり、各団体に対しても表彰することが考えられるため、「県民等」と規定しました。

	第十二条(飲酒運転 <sup>60</sup> をめざす日)	「飲酒運転 0 をめざす日」では、この日だけ 0 を目指す日と誤解しやすいので、「飲酒運転 0 をめざす推進運動の日」としてはどうか。	当検討会における検討の結果、当意見を取り入れ、「飲酒運転 0 をめざす推進運動の日」とさせていただきました。
4	全般	飲酒運転の原因、飲酒運転におけるアルコール依存症の割合等の現状分析が確実でないと、実施の効果が期待できない。 過去の分析と効果確認を継続的に行い効果ある対策に結びつけてもらいたい。また、実施事項と効果を経年的に公表すれば条例に対する意見を申しやすくなる。また、飲酒運転の原因をアルコール依存症という「人」に結び付けている感があり、「人」に着目した対策では効果が期待できない。	第十一条で「情報の収集、整理及び分析を行い、適宜、その結果の 提供を行う」と規定しており、また、第六条で「毎年一回、基本計 画に基づく実施状況を議会に報告するとともに、公表する」ことと しています。これらの規定に基づく実際の運用を注視していきたい と考えています。
	全般	運転マナーという基本事項もキーポイントとなるのではないか。飲酒運転も含め基本事項の欠落が主原因であり、基本事項を起点に喚起することも必要ではないか。	法令遵守を含めた運転マナー等については、常日頃から交通安全対 策等で実施されているところであり、今後も引き続き啓発等の取組 が行われるものと考えています。
5	`	「既にアルコール依存症と診断されている者」についても、 知事が定める様式等で診断書を知事に報告しなければなら ないとすべき。というのも、飲酒運転違反者の今後の加療に おける重要な介入の機会にもなり、また、「既に診断されて いる」という口実により義務を逃れることを防ぐことができ る。	「既にアルコール依存症と診断されている者」は受診義務の対象外となることを想定としていますが、その際の確認方法については、 別途、三重県規則で定めることとしています。
		受診期限を具体的に設定する必要があり、さらに、検挙時の その旨を通知する必要もあると考える。なお、飲酒を反映す る検査数値である GTP の半減期は 10-14 日であり、なるべ く早く検査する方が好ましいため、理想は「7 日以内」と考 える。	受診期限については、三重県規則で定めることとしています。なお、執行部に当意見を伝えたいと思います。

第九条(受診 | 診断基準は WHO が作成した ICD-10 を用いるべきで、知事が | 義務)第五項 定めるべきはその基準をはじめとする総合的な診断に関す る書類様式などの整備であると考える。というのも、アルコ ール依存症の診断は文章で構成されているところもあり、と らえようによっては当てはまったり、当てはまらなくなる危 険性が多く、ICD-10 などの国際的診断基準だけでなく、血液 生化学検査数値(AST/ALT, GTP,MCV など)や問題飲酒をス クリーニングするような質問票(例えば、AUDITなど)、食 事や睡眠などの生活習慣に関する項目など、様々な角度から 把握して、総合的に診断する必要がある。

診断に関して必要な事項は知事が定めることとしています。なお、 執行部に当意見を伝えたいと思います。

義務)第七項 | 追加するべきと考える。というのも、飲酒運転違反者の中に | 予防的介入の一途となれば、将来の飲酒運転を予防すること にも寄与すると考えられる。

第九条(受診 アルコール依存症と診断されなかった場合に関する記載を 飲酒運転違反者の中には、アルコール依存症の方が少なからず存在 するということから、まずはそのような方たちに依存症であるとい はアルコール依存症と診断されないが、問題ある飲酒や危険│うことを認識してもらうことを重視しています。なお、アルコール な飲酒の割合が高いと報告されており、アルコール依存症の↑依存症の診断により、問題ある飲酒等が判明した者についても、医 師と患者による治療等の中で対応がなされることを期待していま す。

	全般	当条例の効果を検証するべく調査を行い、当該データに基づいて、さらなる戦略を練る必要があると考える。また、当該データを調査、研究を行う者が求めれば、提供できるようにすべきである。というのも、罰則がないことを理由にした受診拒否も想定され、受診率などを把握すれば、罰則を設けることなどの条例改正の根拠となり得る。また、受診義務だけでなく治療の支援が必要と判明すること等もあり得、様々な啓発に必要なデータになると考え得る。なお、日本初の飲酒運転検挙後の調査を行うことにより、国益にも寄与すると考えられる。アルコール健康障害対策基本法が成立すれば、飲酒運転対策のモデル県として注目を浴びる可能性もある。	情報の提供としては、第十一条で「情報の収集、整理及び分析を行い、適宜、その結果の提供を行う」と規定しており、また、第六条で「毎年一回、基本計画に基づく実施状況を議会に報告するとともに、公表する」こととしています。これらの規定に基づく実際の運用を注視していきたいと考えています。
6	第七条(教育 及び知識の 普及)第二項	小学校、中学校、高等学校に加えて、教育機関としての大学 を明確に記載した方が良いのではないか。	大学の明記については、当検討会においても議論したところです。 子どもの頃から規範意識を定着させていくことが重要という観点 から、小中高を例示するという形としました。なお、大学も「その 他の教育機関」に含まれます。
	第九条(受診義務)	アルコール利用障害(依存まではいかないが、問題のある飲酒を行っている者)でも飲酒運転を行うものが多いことに鑑み、教育的な視点からもアルコール依存症等としてはどうか。	飲酒運転違反者の中には、アルコール依存症の方が少なからず存在するということから、まずはそのような方たちに依存症であるということを認識してもらうことを重視しています。なお、アルコール依存症の診断により、問題ある飲酒等が判明した者についても、医師と患者による治療等の中で対応がなされることを期待しています。

	第九条(受診	アルコール依存症の診断および治療が同時に行える専門施	診断に関して必要な事項は知事が定めることとしています。なお、
	義務)	設は三重県内に数か所しかない状況である。アルコール依存	執行部に当意見を伝えたいと思います。
		症と診断された者には積極的に助言、指導を行うことが記載	
		されており、そういった診断・治療を同時に行える専門施設	
		に飲酒運転違反者が集まる可能性がある。1 次診断としては	
		スクリーニングを行い、アルコール依存症の可能性があると	
		診断された場合に、確定診断のために専門施設を紹介すると	
		いう仕組としてはどうか。また、こういったことを行わない	
		- 医療機関は指定されないはずであるから、「知事が指定する	
		- 医療機関」という記載は必要でなく、あるいは、「指定医療	
		機関の要件」の項を作り、そこに規定する方が良いのではな	
		いか。	
	第九条(受診	飲酒運転違反者が、診断時に虚偽の申告を行う可能性があ	厳罰化とは違う観点からの対応を行うという方向性から、ペナルテ
	義務)	り、そのことに関して何らかの記載を行う必要はないか。	イーを与えるような規定は設けない方針としています。飲酒運転違
	3.00.0		反者が虚偽の申告を行わないことを期待しています。
	笠上夕/ 亚达	ᄍᅼᇫᆇᇕᇆᇫᇅᆉᇫᅅᇑᄯᆉᆔᆣᅌᄙᇄᇅᆔᅄᄑᅷᆽᆽᆔᅶᄣᄧᄬ	め海軍を大きのカレビ・フリュールケケウ・ゼルかんとデオケ
/	第九条(受診	受診義務について、飲酒行動は自発的に修正することが困難	飲酒運転違反者の中には、アルコール依存症の方が少なからず存在
	義務)	であり、また、飲酒運転の危険性に自らが気付くことが乏し	するということから、まずはそのような方たちに依存症であるとい
		いことから、他者から受診を義務付けることは、気付く機会	うことを認識してもらうことを重視しています。なお、アルコール
		を提供することになり、妥当であると考える。もっとも、ア	依存症の診断により、問題ある飲酒等が判明した者についても、医
		ルコール依存症だけでなく、危険な飲酒の段階の者も多く飲	師と患者による治療等の中で対応がなされることを期待していま
		酒運転をしているデータに即し、両者を判定する受診の義務	<b>ं</b>
		付けとしてはどうか。	
			l.

### 義務)

断結果」は個人にとっては必要であるが、 県にとって必要性 <sup>↑</sup>としています。 はない。診断結果はカルテの中に留めるべきである。診断結 果が職場、地域に知れ渡ることがない事を保証することが、 受診率の向上に繋がり、効果を生じると考える。個人情報は 守るべきであり、県と言えども権力の一部であるという自覚 を持ち、個人の権利を大切に扱っているという姿勢を堅持し て欲しい。

第九条(受診 | 個人情報の保護について、「受診した」ことの報告は必要で | 当意見については、当検討会においても議論され、報告は「診断を あるが、「診断結果」を報告する理由はないと考える。「診│受けた旨」のみとし、「診断結果」についての報告は求めないこと

### 義務)

きる質と量を保証した指定医療機関を構築すべきである。県│執行部に当意見を伝えたいと思います。 下の精神科医も、飲酒運転防止のために、県民のために、こ の条例に協力すべきだと考えるが、現実問題として医療機関 によっては初診の予約が何ヶ月も待たねばならないところ もあり、限定した精神科医の人数になるであろうが、飲酒運 転違反者が自らの地域で受診できるよう、原則的に北勢、中 勢、南勢に指定医療機関があるべきである。また、このよう に構築することが受診率の向上となり、効果を高めると考え る。

第九条(受診│指定医療機関について、約600人の飲酒運転違反者に対応で│診断に関して必要な事項は知事が定めることとしています。なお、

# 義務)

介する)を行うことは、危険な飲酒行動の早期から末期まで↓す。また、執行部に当意見を伝えたいと思います。 の段階の者に回復をもたらすことになり、また、飲酒運転で 検挙されたという災いを転じて、自己の回復・予防の機会と なれば、当事者にとっても、県民一般にとっても、「福」と なる。 SBIRT を実施とすることにより、現在の国際的な診 断基準の操作的診断の曖昧さ、不確実性によるスタッフの抵 抗感を減らし、協力するスタッフの数を増やすことが出来 る。また、このことにより、誤診のリスクも減らせる。SBIRT の実施とすることで、スタッフは一般精神科医、プライマリ ケア医、保健所の保健師に拡大可能となり、指定医療機関・ 指定機関を増やせる。

第九条(受診 | 評価・判定・診断の対象は、アルコール依存症かどうかだけ | 飲酒運転違反者の中には、アルコール依存症の方が少なからず存在 でなく、「飲酒行動の評価・判定・診断」としてはどうか。「するということから、まずはそのような方たちに依存症であるとい というのも、 危険な飲酒の者に SBIRT(AUDIT 等によりストうことを認識してもらうことを重視しています。なお、アルコール クリーニングし、簡易介入し、アルコール依存症や危険な飲「依存症の診断により、問題ある飲酒等が判明した者についても、医 酒のある者のうち専門治療を要する者を専門治療機関に紹│師と患者による治療等の中で対応がなされることを期待していま

# 義務)

第九条(受診|研修について、一般精神科医、プライマリケア医、保健所保|執行部に当意見を伝えたいと思います。 健師などが評価・判定・診断を行うためには、研修が不可欠 である。この研修修了者が役割を果たすことにする。スタッ フの数を確保することがまず重要な必要条件であるが、十分 条件として研修によって質を担保すべきである。また、久里 浜研修の修了者、アルコール関連学会への参加していること も、望ましい条件と考える。

	第八条(再発 防止のため の措置)	国は違反者が免許を再取得する段階で、教育プログラムを義務つけようとしているが、県としては違反後に早く受講させることが出来れば、飲酒運転の予防を早期に行うことが出来るのではないか。	執行部に当意見を伝えたいと思います。
	全般	今回の条例ではどの程度受診するか、不明であるので、実施 結果を踏まえて、条例の見直しを行うため、見直し条項を規 定してはどうか。	見直し条項については、当検討会においても議論したところです。 条例の実施状況を不断に注視し、見直しが必要な際は見直すという ことは、議会の役目と認識しています。
	全般	受診率の向上などの効果を上げるには、受診者は免許取消期間の短縮などのメリットを持つようにすることも考えられる。そのためには、道路交通法を変える必要があり、また、飲酒運転を減らすには、飲酒運転の基盤にある危険な飲酒やアルコール依存症の予防教育や医療を減らすためのアルコール健康障害対策基本法の制定が不可欠と考えられる。県・県議会として、国に上記の要望書を提示していく必要があると考える。	貴重なご意見として参考とさせていただきます。
8	前文	「再発防止のためには特にアルコール依存症に意識を向けること」では、依存症予備軍が含まれないことになる。「再発予防のためには特にアルコール依存症およびその予備軍に意識を向けること」に訂正すべきかと思われる。	飲酒運転違反者の中には、アルコール依存症の方が少なからず存在 するということから、まずはそのような方たちに依存症であるとい うことを認識してもらうことを重視しています。なお、アルコール 依存症の診断により、問題ある飲酒等が判明した者についても、医 師と患者による治療等の中で対応がなされることを期待していま す。

第六条(基本計画)	飲酒運転防止センター(仮称)といった中心となる機関を設け、計画の成果・分析、飲酒運転に関する啓蒙・教育、アルコール依存症及び予備軍に対する診断・スクリーニング・治療などを総合的に取り扱うべきではないか。	執行部に当意見を伝えたいと思います。
第八条(再発 防止のため の措置)		再発防止のための教育は複数の部署において行われることも想定 されるため、「県」という表記としました。
第九条(受診 義務)	依存症だけでなく、プレアルコホリックという依存症予備軍 (大量飲酒者、もしくは危険飲酒者)の対策も講じてほしい。	飲酒運転違反者の中には、アルコール依存症の方が少なからず存在するということから、まずはそのような方たちに依存症であるということを認識してもらうことを重視しています。なお、アルコール依存症の診断により、問題ある飲酒等が判明した者についても、医師と患者による治療等の中で対応がなされることを期待しています。
第十条(相談)	相談業務を行なう担当機関を定めた方がよいのではないか。	相談業務については複数の部署において行われることも想定されるため、「県」という表記としました。